令和３年度以降の地域包括支援センターの

資料2-1

事業評価の実施方法について（案）

大田区では、区の評価指標を用いて事業評価を実施していたが、国が示す評価指標（以下、

「国指標」という。）を活用することにより、全国調査の結果との比較分析ができること、国指標は随時改訂がなされること、区と包括それぞれに評価指標があり、評価する・評価を受ける側双方の透明性・関係性を高めた上での評価が可能となる。

このことから、令和２年度第２回運営協議会にて協議し、国指標および区の指標の双方を用いて事業評価を行っていくことで了承を得た。よって、令和３年度以降の地域包括支援センターの事業評価にあたっては、以下の評価手法および評価指標にて実施する。

**１　評価手法**

　評価の実施にあたって、各センター・区それぞれで自己評価を行う。それぞれの自己評価をもとに、区職員、センター職員、法人職員で「話し合い」を実施し、事業評価を実施していく。

ステップ２

ステップ１

地域包括支援センターの自己評価　　　　　　　　　「話し合い」の実施

及び　　　　　　　　　　　　　　　　（区職員、センター職員、運営法人担当者）

区の自己評価

**２　評価指標**（「話し合い」にて取組状況等を確認する項目）

令和３年度以降の「地域包括支援センターの事業評価」については、国指標及び区の評価指標の２つの評価指標にて実施する。

国の評価指標　　　　　　　　　　　　　　　　　区の評価指標

評価指標　**２．個別業務**

1. 総合相談業務
2. 権利擁護業務
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
4. 地域ケア会議
5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

**区独自の評価指標**（別紙案）

既存の区評価指標(※H31～R2)

および新たな評価指標(※R3)を取り上げる）

毎　年

令和３年度

国の評価指標

評価指標　**１．組織・運営体制等**

1. 組織・運営体制

２）個人情報の管理

３）利用者満足度の向上評価指標

評価指標　**３．事業間連携**

令和４年度

令和４年度も

区独自の評価指標を実施